

◎新潟県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市原字湯舟沢 517 番 3 から	新	13.0～26.0メートル	145.1メートル
同市長沢字八町596番1まで	旧	13.0～25.2メートル	145.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道下田見附線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市原字湯舟沢 517 番 3 から	新	13.0～26.0メートル	145.1メートル
同市長沢字八町596番1まで	旧	13.0～25.2メートル	145.1メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道290号と重用